



金 沢 市 公 報

第 2 7 7 1 号 の 2

平成25年(2013年)8月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
公営企業管理規程	
金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程	(営業開発課) 1

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年8月21日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「小型空調」を「小型空調契約」に、「空調夏期」を「空調夏期契約」に、「空調用A」を「空調用A契約」に、「空調用B」を「空調用B契約」に、「時間帯別A」を「時間帯別A契約」に、「時間帯別B」を「時間帯別B契約」に、「家庭用ガス温水暖房」を「家庭用ガス温水暖房契約」に、「家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続」を「家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約」に、「消融雪」を「消融雪契約」に改め、同表に次のように加える。

家庭用暖房契約	暖房機器を専用住宅又は併用住宅で使用し、その同一需要場所において設置するガスメーターの能力(ガスメーターを2個以上設置している場合は、それぞれのガスメーターの能力)が10立方メートル毎時以下であること。
---------	---

別表第4の備考第10項中「専用住宅又は併用住宅において」を削り、同備考に次の1項を加える。

17 暖房機器とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器又はガス温水暖房システムをいう。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

平成25年(2013年)8月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)8月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄